

# 各種営業店舗のみなさまへ

## 岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査について

県では、青少年の健全な育成に必要な社会環境の整備を図るため、条例第45条にもとづき、立入調査員による立入調査を行っています。立入調査員は「立入調査証明書」を提示し、店舗のみなさまに条例の趣旨をご理解いただき、条例に規定する事項の遵守状況を確認させていただきます。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

※ 青少年とは、18歳未満の者をいいます。

### 立入調査で確認する内容は 次のような項目です

#### 図書等取扱店

- 有害図書等を定められた方法で区分陳列していますか。
- 青少年への販売や閲覧を制限する表示をしていますか。



#### カラオケボックス

- 深夜に青少年を入場させていませんか。
- 青少年の深夜入場禁止の表示をしていますか。
- 年齢確認を行っていますか。



#### インターネットカフェ・まんが喫茶等

- 深夜に青少年を入場させていませんか。
- 青少年の深夜入場禁止の表示をしていますか。
- 年齢確認を行っていますか。
- フィルタリング等の措置を講じていますか。



#### 携帯電話事業者等

青少年が使用する携帯電話等のインターネット接続サービスの契約に際して・・・

- 必要な説明や説明書の交付をしていますか。
- フィルタリングサービス不要申出書等の保存は適切ですか。



#### リサイクルショップ、質屋等

- 保護者の委託や同意がなく、青少年から買受け等していませんか。
- 年齢確認を行っていますか。



#### 刃物等取扱店

刃物やがん具で、構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認められるものは、有害刃物等として指定されています。

- 有害刃物等を青少年に販売していませんか。
- 年齢確認を行っていますか。



### 事業者の責務(第6条)

事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

### 業者の自主規制(第9条)

興行(映画、演劇等)を主催する者、図書類(書籍、雑誌、DVD等)を取り扱う者など、この条例の規制の対象となっている業者は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければなりません。

# 特にご注意ください

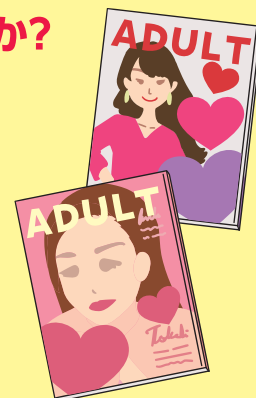
アルバイト店員の方等にも周知をお願いします。

図書取扱店(書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、まんが喫茶等)では

**成人コーナーが無いのに有害図書が置いてありませんか？**



成人向け図書を取り扱っていないつもりでも、有害図書類等に該当するものが一般図書と混在している場合があります。実際に中身を確認いただき、有害図書類を陳列するときは、確実に成人向コーナーに区分陳列してください。例えば、全裸、半裸等での卑わいな姿態や性行為の写真・絵で、知事が指定した内容が含まれるページが**10ページ以上(又は全体の10分の1以上)**ある雑誌や書籍は、有害図書類等となります。



## 成人向コーナー

岐阜県青少年健全育成条例の規定により、18歳未満の方の(購入、借受け、閲覧、視聴、聴取)をお断りします。



有害図書類等の基準に該当しないものでも、青少年に好ましくないとと思われる写真・絵が掲載されている図書類については、自主的に表紙が見えないような方法で陳列するなど、青少年への配慮をお願いします。

インターネットを利用できる場を提供している店(インターネットカフェ等)では



青少年が有害情報を読覧・視聴することを防止するように努めなければなりません。



例えば

- フィルタリングサービスを利用したパソコンの設置をする。
- 会員制等を導入し、会員登録の際に**年齢を確認**する。
- 青少年が有害情報に接続してはならない旨の**警告文を表示**する。
- 青少年には「オープン席の利用をお願いします」など、なるべく**見通しのよい**客席を案内するとともに、従業員による見回りを実施する。

深夜入場禁止施設(カラオケボックス、ゲームコーナー、まんが喫茶等)では



保護者同伴の場合を除いて、深夜に青少年を入場させてはいけません。入場者の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示し、青少年の可能性のある利用者については、学生証等により年齢確認をお願いします。

※深夜とは、午後10時から翌日午前4時までをいいます。



《揭示例》

岐阜県青少年健全育成条例の規定により、深夜(午後十時から翌日の午前四時まで)十八歳未満の方の入場は、保護者同伴の場合を除きお断りいたします。

縦40cm×横20cm以上(横書きでも可)

このリーフレット及び「岐阜県青少年健全育成条例」に関する問い合わせ先

岐阜県環境生活部 私学振興・青少年課 青少年係

〒500-8570岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁内 TEL 058-272-1111(内線)3038 URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/paga/56705.html>